

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 介護保険料(65歳以上の人)減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する人は、介護保険料の減免の申請ができます。

<減免の対象となる人>

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の(1)及び(2)に該当する場合
 - (1) 事業収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

<対象となる期間>

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料または同時期に特別徴収される保険料

<申請期限>

令和5年3月31日まで

減免には申請が必要です。申請される人によって用意する書類が異なる場合がありますので、詳しくは電話または健康推進課介護保険係窓口までお問い合わせください。

問 健康推進課 介護保険係 ☎57-8591

受動喫煙防止対策はマナーからルールへ

～健康増進法の一部改正から3年が経過しています～

- ・2019年7月1日から第一種施設(学校、病院、行政機関の庁舎等)においては原則敷地内禁煙
- ・2020年4月1日から多くの施設(第一種以外の施設)においては原則屋内禁煙

各施設のルールを 確認しましょう!

施設によっては屋内外に喫煙可能な場所が設けられている場合もあります。しかし、施設内禁煙はもちろん敷地内全面禁煙も増えているので、喫煙する前には、必ず確認しましょう。

周囲への配慮を 忘れていませんか?

子どもや妊婦さん、持病をお持ちの方をはじめ、喫煙しない人へも十分配慮しましょう。家庭内における受動喫煙防止対策も忘れないようにしましょう。



問 熊本県有明保健所 保健予防課 ☎72-2184

介護保険料(65歳以上の人)本算定

■ 介護保険料(年額)を7月中旬(予定)に通知します。

介護保険料は、本人・世帯の住民税の課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。また、確定した介護保険料と、4月の仮徴収・暫定賦課分を差し引いた残りが今後支払う介護保険料となります。

(年額)	(仮徴収・暫定賦課)	(本徴収・以降の納期に振り分け)
確定した令和4年度 年間保険料	特別徴収 4・6・8月 普通徴収 第1・2期	10・12・2月の3回 第3・4・5・6期の4回

■ 介護保険料の納め方

○特別徴収(年金からの天引き)

- ・65歳以上で、年金を年額18万円以上受けている人。
- ・2ヶ月おきに支払われる年金から支払期ごとに保険料が天引きされます。

○普通徴収(納付書、口座振替による納付)

- ・特別徴収にならない人。
- ・年金が年額18万円未満の人。
なお、年度途中で65歳となられた人や転入した人で、かつ年金を年額18万円以上受けている人については、当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます。
- ・お支払いは、納付書により役場または町が定める金融機関等で納めてください。また、納付の手間が省ける口座振替が便利です。(詳しくは下記問い合わせ先まで)

■ 介護保険料を滞納していると

地方自治法の督促・滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担が3割になるなどの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
1年6ヶ月以上滞納	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
2年以上滞納	サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護サービスなどが受けられなくなったりします。(利用者負担の割合が3割の人は、4割になります。)

問 健康推進課 介護保険係 ☎57-8591